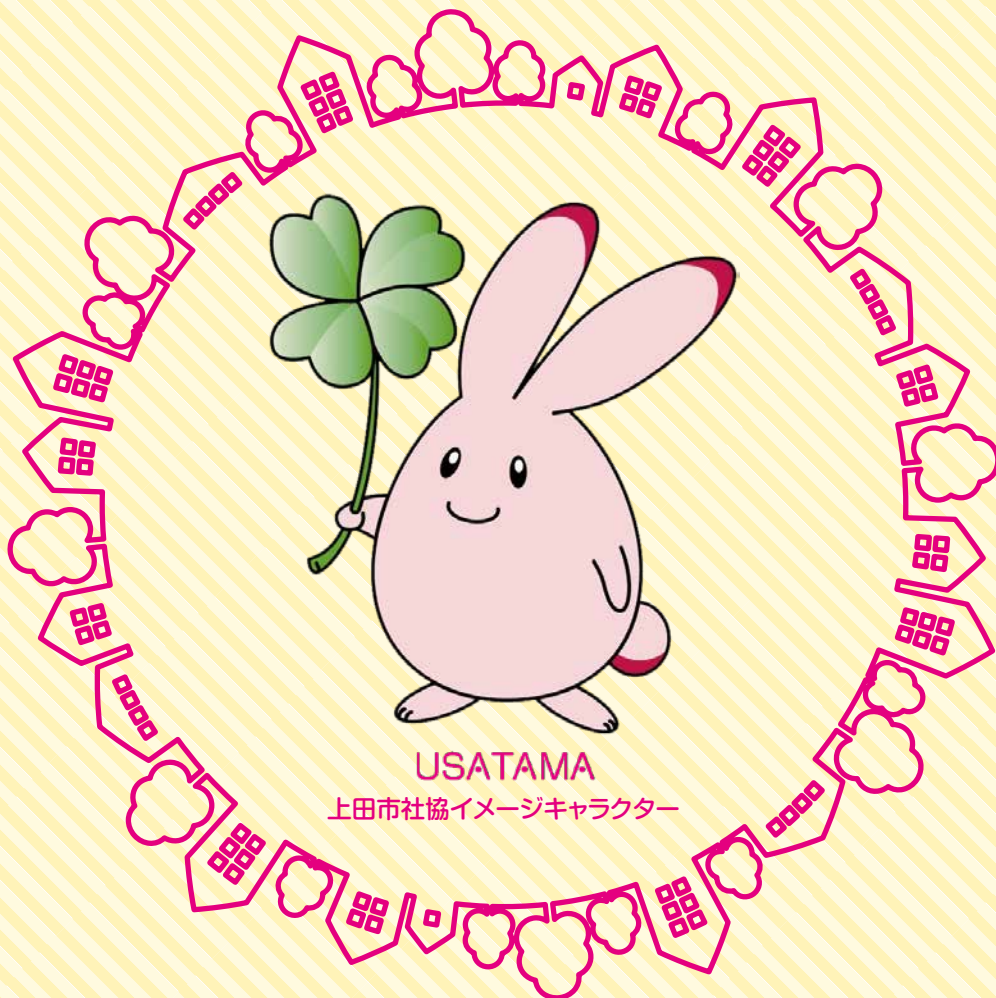


こんにちは 社協です!

～ 笑顔 花咲く 上田市社協 ～



あったかい

心あふれる

協働のまち



社会福祉法人

上田市社会福祉協議会

〒386-0012 長野県上田市中央三丁目5番1号(上田市ふれあい福祉センター内)

● Tel 0268-27-2025 ● Fax 0268-27-2500

● URL <https://www.ueda-shakyo.or.jp> ● E-mail ueda.shakyo@ueda-shakyo.or.jp



社協(しゃきょう)とは=社会福祉協議会の略

社会福祉協議会とは
社会…人々のつながり、生活
福祉…しあわせ、ゆたかさ
協議…話し合う
会 …集まり



私たちの生活や暮らし(社会)
のしあわせ(福祉)のために話
し合う(協議)集まり(会)です。

～目次～

「あったかい 心あふれる 協働のまち」……………	1
社会福祉協議会の使命、経営理念……………	1
共助の心を育て……………	2
支部社会福祉協議会と地区社会福祉協議会……………	2
上田市社会福祉協議会組織図……………	3

社協の主な事業

法人運営事業……………	4	相談事業……………	10
会員会費制について……………	4	法律相談、心配ごと相談、結婚相談……………	
善意銀行……………	5	生活福祉資金貸付事業……………	10
ふくふくひろば……………		たすけあい資金貸付事業……………	10
フードドライブ事業……………		“まいさぼ上田”……………	
もぐもぐサポーター(通称:もぐサボ)……………		上田市生活就労支援センター事業…	11
地域ふれあい事業……………	6	上小圏域成年後見支援センター事業…	12
社協お結びサポーター……………	6	日常生活自立支援事業……………	13
住民支え合いマップ……………	7	地域包括支援センター事業……………	14
ボランティア地域活動センター事業……………	8	介護相談センター事業……………	14
有償在宅福祉サービス事業……………	8	デイサービスセンター事業……………	15
ご用聞きサービス……………		老人福祉センター事業……………	15
福祉移送サービス……………		児童館・児童センター事業……………	16
車いす・特殊寝台貸与事業……………	9	子育てひろば……………	
みまもり(声かけ)訪問事業……………	9	(地域子育て支援拠点事業)……………	16
赤い羽根共同募金運動……………	9	ファミリー・サポート・センター事業……………	17
希望の旅事業……………	9	企画・広報事業……………	17

お問い合わせ先……………裏表紙



USATAMA

「あったかい 心あふれる 協働のまち」

上田市社会福祉協議会は「あったかい 心あふれる 協働のまち」を行動指針に、住民参加を基本とする誰もが安心して暮らせる社会を目指して様々な福祉活動を展開しています。

この行動指針には、地域福祉に対する熱い思いが込められています。自分たちが生まれ育った郷土で、高齢になっても、障がいを抱えても、隣近所で助け合いながらゆっくりと一緒に生きていくことのできる地域づくりを願ってやみません。

社協の出発点は、「**どんなに時代が変わろうとも、あくまでも住民の住民による、住民のための福祉団体であること**」が原点です。常に地域の課題をとらえ、住民のニーズに素早く対応することが必要です。

これからも社協は「**民間の社会福祉団体として、創意と工夫をこらした福祉経営を行いつつ、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性・公益性の高い民間非営利団体**」であることを念頭に、地域福祉を推進する中核的な団体として事業を推進してまいります。



社会福祉協議会の使命、経営理念

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づく、市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加しています。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

使 命

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

経営理念

社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- 1 住民参加と協働による福祉社会の実現
- 2 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 3 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦



共助の心を育んで

ご近所での見守り活動をはじめ、ボランティア活動や企業・学校での福祉活動など、様々な形で住民レベルでの福祉活動が盛んになっています。

社会福祉協議会は、市民の皆さまに「社協会員」として一緒になって福祉活動に参画していただくという大きな特徴を持っています。

直接的な活動に参加できなかったとしても、社協会員という形を通して地域での福祉活動をみんなで支え合っているのです。

※市内の全世帯の皆さまに、社協会費のご協力をお願いしております。

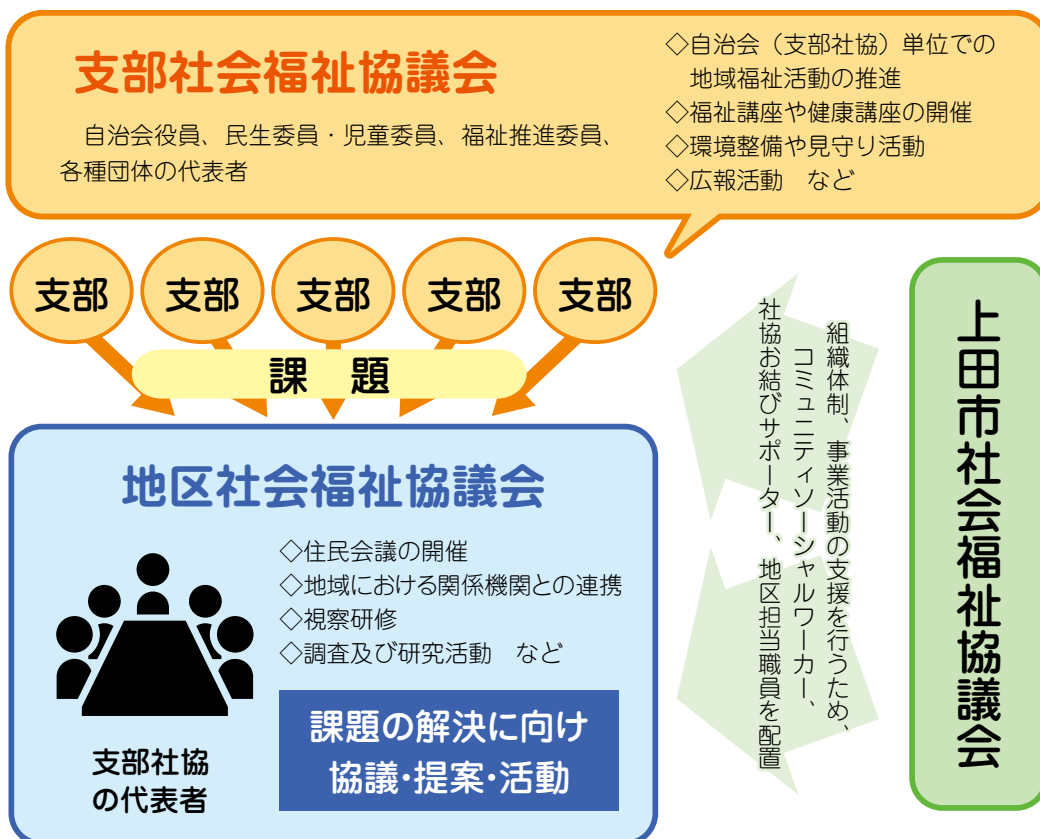


支部社会福祉協議会と地区社会福祉協議会

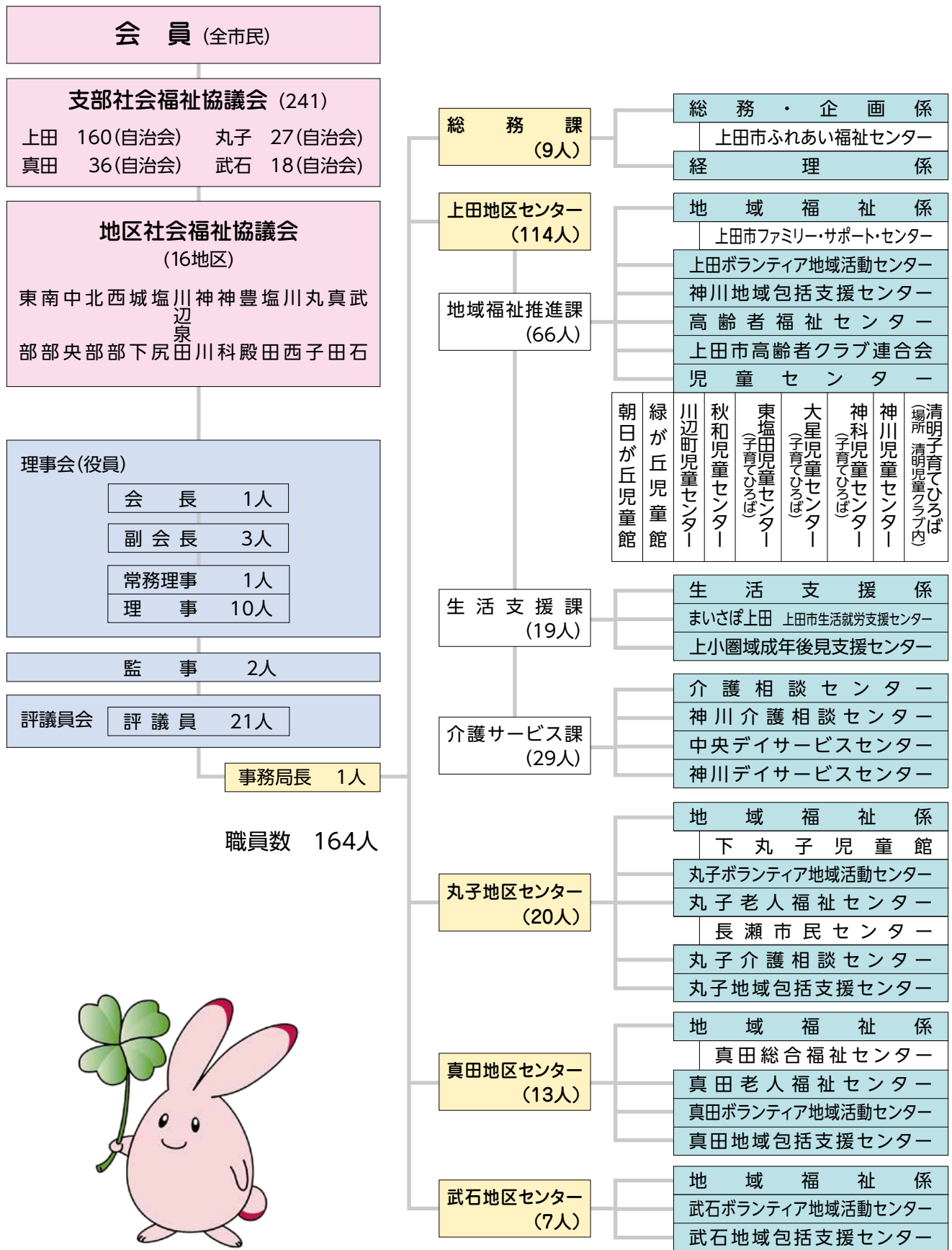
上田市社会福祉協議会では、地域の实情に応じた福祉課題や福祉ニーズに対応して、地域に根ざした福祉活動を展開するため、支部社会福祉協議会と地区社会福祉協議会を設置しています。

支部社協は、主に地域住民や自治会役員、民生委員・児童委員、福祉推進委員によって構成されており、自治会を単位とした活動となります。この支部社協の地区ごとのまとまりが地区社協となっています。地区社協は、支部社協ごとの課題をくみ上げ、地区全体の課題として協議する場となります。

この地域における住民レベルでの福祉活動が社協活動としての大きな原点となります。



上田市社会福祉協議会組織図



USATAMA

令和4年3月

法人運営事業

住民の社会福祉に関する要求（ニーズ）を的確にくみ上げ、住民とともに活動し、広く社会福祉活動が進展するための基本的活動を次のように行っています。

●調査活動

- ・社会福祉に関する調査（住民ニーズの把握）

●組織活動

- ・地域組織の確立と地区住民会議（地区活動の開催）
- ・地域組織の確立と助け合い活動の展開
- ・地区社協組織の充実
- ・支部社協組織の確立と事業活動の推進
- ・社協会員の加入促進と法人・団体会員の拡大
- ・上田市高齢者クラブ連合会・上田地域福寿クラブ連合会の事務局運営と事業活動の推進

●大会・研修会の開催

- ・上田市社会福祉大会の開催
- ・視察研修会
- ・福祉推進委員研修会
- ・職員研修会

●受託施設の管理運営

- ・総合福祉センターをはじめ、上田市からの各種受託施設の管理運営・利用促進



上田市社会福祉大会



上田市社会福祉協議会福祉推進委員研修会

会員会費制について

～社協が行う福祉活動は市民の皆さまによって支えられています～

社会福祉協議会の運営は、市民の皆さまからの会費、寄附金、県・市からの補助金や委託料でまかなわれています。

社協会費の納入は事業費としての目的だけではなく、広く市民の皆さまに福祉にご賛同いただき、社協の行う福祉活動を支え、一緒に参加していただくことと同じ意味を持っています。今後も皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、会費（普通会費・特別会費分）の納入につきましては、地区・支部社協を通じてご協力をお願いしております。

【普通会費】 年額 一□ 500円

市内の全世帯にお願いしています。

【特別会費】 年額 一□ 1,000円

社協事業に賛同してくださる方にお願いしています。

【団体会費】 年額 一□ 1,000円

社協事業に賛同してくださる団体、施設にお願いしています。

【法人会費】 年額 一□ 5,000円

法人・個人を問わず社協事業に賛同してくださる企業、事業所にお願いしています。

※ご納入いただきました普通会費は、納付額の15%を各地区社協での福祉活動の財源として還元させていただいております。

善意銀行

市民の善意に基づく寄附の申し出に対して、必要としている施設や団体、個人につなぐ「橋渡し」を行っています。

●ふくふくひろば

まだ使用できる子ども服を市民の皆さまから提供いただき、これから必要な子育て家庭にお譲りする、子ども服のリユース事業です。

子ども服が欲しい方

窓口で受付後、展示してある子ども服を1家族10点まで無料でお持ちいただけます。

子ども服を提供して下さる方

1回持ち込みは20点までです。洗濯済みでシミ、汚れ、毛玉等の無い新生児用～140cmまでの子ども服（肌着、水着は新品のみ）を受け付けます。



●フードドライブ事業

食品ロスと食糧支援を結びつける活動として、ご家庭などにある使い切れない食品を募っています。寄附していただいた食品は地域の福祉団体や子ども食堂など、必要としている団体や個人に届けられています。

受付可能な食品

- ・賞味期限が明記され、1か月以上期限があるもの
- ・未開封で、包装や外装が破損していないもの
- ・生鮮食品以外のもの
- ・お米は古米（前年度産）まで



●もぐもぐサポーター（通称：もぐサポ）

フードドライブ事業で、住民の皆さまから提供いただいた食品を、月に一回ひとり親世帯の方々へお渡しする機会を作ります。

親子でもぐもぐ食べて、食品ロスの削減サポーター「もぐもぐサポーター（通称：もぐサポ）」になっていただき、食品ロスの削減にご協力いただきます。

●各事業のお問い合わせ

上田地区センター Tel 27-2025
真田地区センター Tel 72-2998

丸子地区センター Tel 42-0033
武石地区センター Tel 85-2466

地域ふれあい事業(市補助事業)

地域ふれあい事業は、地域の特性に応じた住民参加による交流や助け合い活動等を通して、明るく活力ある地域を創造することを目的としています。

自治会役員や民生委員・児童委員をはじめ、福祉推進委員、健康推進委員、福祉関係者の皆さまと協力し連携しながら、子どもから高齢者、障がい者を含めた幅広い地域福祉推進のための事業が支部社会福祉協議会(自治会)単位で行われています。



世代間交流

地域がつながるために

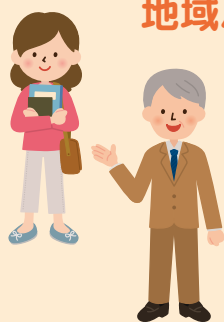
どんな状態になっても、住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けるためには、住民同士の支え合い、人と人とのつながり、人と地域のつながりが必要です。

地域ふれあい事業と住民支え合いマップを一体的に取り組み、地域の中でのつながりを確認することが、地域の人をつなげて地域福祉を推進するために大切なとなります。

●各地区の主な取り組み例

- ・敬老会
- ・会食会
- ・世代間交流
- ・福祉講座／健康講座
- ・スポーツ交流会
- ・文化伝承
- ・環境整備
- ・友愛訪問
- ・子育て支援
- ・見守り／パトロール
- ・配食サービス
- ・サロン 等

地域ふれあい事業の推進役「福祉推進委員」



福祉推進委員は、原則として支部社協(自治会)単位に1人上田市社会福祉協議会長が委嘱しています。

2年間の任期を通して、自治会役員や民生委員・児童委員をはじめ福祉関係の皆さまと協力し連携を図りながら地域住民が福祉活動に参加しやすい土壌や基盤づくりを行っていただきます。

真田地区では、民生委員・児童委員、福祉推進委員のサポート役として「福祉委員」が配置されています。任期は福祉推進委員同様2年間です。

社協お結びサポーター事業



お結びサポーターは地域の福祉ニーズは何か、どんな福祉サービスが必要かを一緒に考え、人と人を結ぶ、人と地域を結ぶ、人と機関を結びつけるお手伝いをします。

社協お結びサポーターは

- 1 自治会の特性を活かした福祉活動を進めるサポートをします。
- 2 どんなに時代が変わっても福祉の担い手が変わっても自治会の福祉活動が継続・発展するような仕組みをつくって行きます。
- 3 自治会で取り組んでいる地域ふれあい事業の中から必要な課題を見出し実践するサポートをします。

※令和4年3月現在、豊殿、城下、神科、川辺・泉田、丸子、真田、武石地区の計8人のお結びサポーターが活動しています。

●各事業のお問い合わせ

上田地区センター Tel 27-2025
真田地区センター Tel 72-2998

丸子地区センター Tel 42-0033
武石地区センター Tel 85-2466

住民支え合いマップ

住民支え合いマップは、支援が必要な人の困り事、人のつながり等を住宅地図上に書き込むことで、地域の情報の見える化を行うものです。

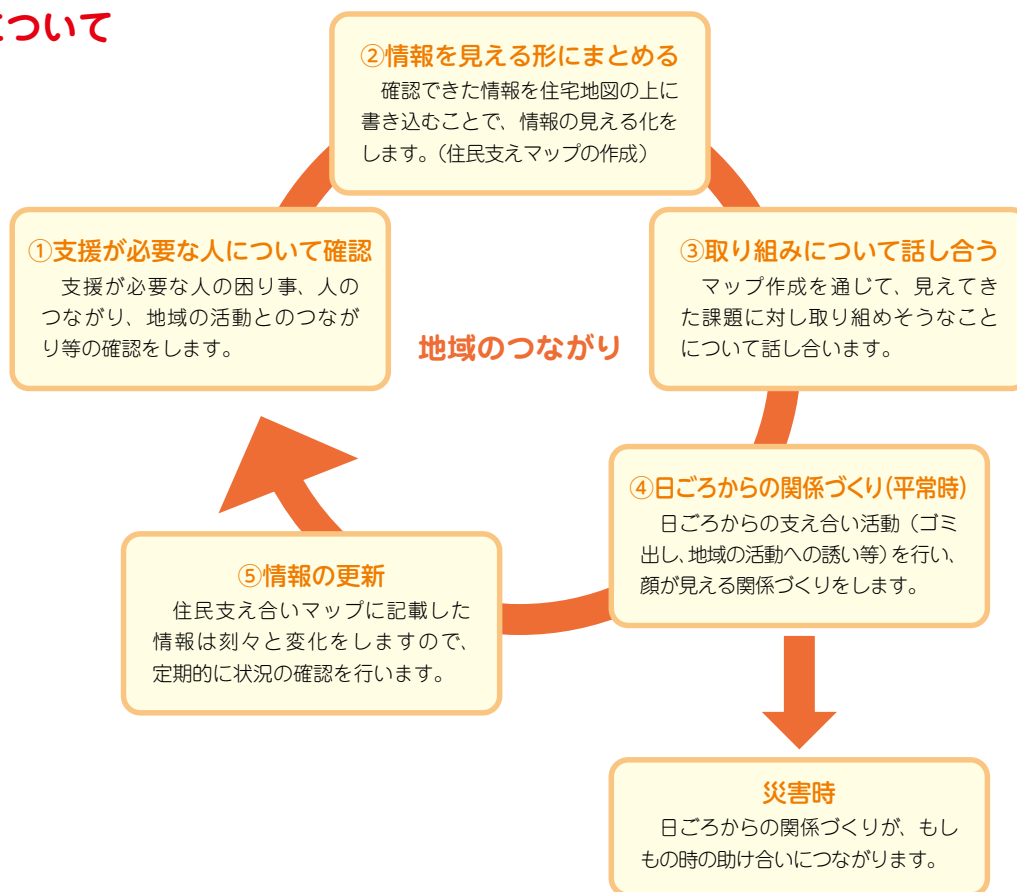
近年、少子高齢化、人口減少や核家族化の進行等により、地域住民のつながりが希薄になっています。住民支え合いマップは、災害時の支援と日ごろの地域での支え合い活動、共助の仕組みづくりに活用していただくことを目的としています。

●支援班について

住民支え合いマップを災害時の支援や日ごろからの地域のつながり作り、地域の課題解決に向けた取り組みにつなげていくためには、中心となって取り組む人たちの組織化が必要です。

構成員としては、自治会役員、民生委員・児童委員、福祉推進委員、自主防災組織役員、消防団員、日赤奉仕団員、ボランティア等が想定されますが、自治会の実情に合わせて組織化をすることにより、情報の共有がしやすくなり、地域の福祉力が高まります。

●活用について



●住民支え合いマップの更新について

住民支え合いマップに記載した情報は、定期的に（少なくとも年1回）更新を行うことが必要です。更新作業の詳細につきましては、社協各地区センターまたは各自治センターへお問い合わせください。



●お問い合わせ

上田地区センター Tel 27-2025
真田地区センター Tel 72-2998

丸子地区センター Tel 42-0033
武石地区センター Tel 85-2466

ボランティア地域活動センター事業

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的に、活動に関する「相談」や「広報啓発」、「育成援助」と「活動のできる場」を提供し、必要な連絡調整を行います。

●相談

- ・ボランティア活動をしたい人とボランティアの支援を必要とする人のための相談

●広報啓発

- ・ボランティア活動に関する情報の提供と啓発活動

●育成援助

- ・福祉体験、ボランティア体験企画
- ・各種講座の開催

●活動できる場の提供

- ・活動先の紹介
- ・ボランティアを必要とする個人や施設等からの要望を受け、活動希望者との調整

●災害救援ボランティアセンターの運営

- ・災害発生時に、被災者の生活支援のためのボランティア活動の支援、調整

活動上の不慮の事故に備えて、
ボランティア活動保険への加入を
随時受付けています。



●お問い合わせ

上田ボランティア地域活動センター Tel 25-2629
真田ボランティア地域活動センター Tel 72-2998

丸子ボランティア地域活動センター Tel 43-2566
武石ボランティア地域活動センター Tel 85-2466

有償在宅福祉サービス事業

住民参加型の有償在宅福祉サービス事業は、市内にお住まいの高齢の方や障がいのある方が日常生活において支援が必要な時、地域住民の助け合いにより住み慣れた地域と自宅で安心して暮らせるように、「ご用聞きサービス」や「福祉移送サービス」を有償で提供し生活を支援します。

ご用聞きサービス

日ごろの生活の中で感じている困りごとを住民同士の助け合いにより支援します。

●サービス内容

「ゴミ出し」や「買い物」など、軽易な日常生活のお手伝いをします。

●利用方法

この事業の利用希望者は「利用会員」、また協力してくださる方は「協力会員」として登録していただきます。

●利用料

30分あたり200円。その他、交通費が必要となります。
※材料費などについては自己負担となります。

福祉移送サービス

日常の外出において単独ではバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難な方（条件があります）に対して、スロープ付きの車いす対応の福祉車両で送迎を行います。

●サービス内容

上田市内を出発地または到着地とし、原則として隣接の市町村まで送迎します。

●利用方法

「要介護」状態、あるいは「障がい者手帳」の交付を受けており、単独行動の困難な方を対象として、利用会員として登録していただきます。

●利用料

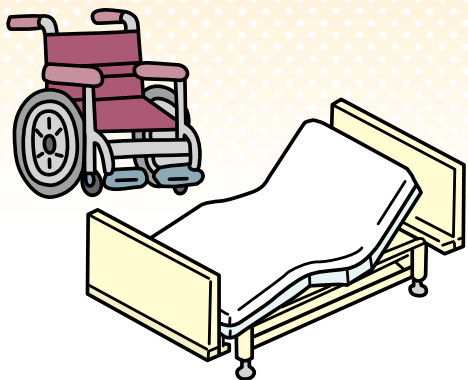
30分・10kmまで500円。詳しくは、お問い合わせください。

●お問い合わせ

上田地区センター
真田ボランティア地域活動センター Tel 72-2998

Tel 27-2025

丸子ボランティア地域活動センター Tel 43-2566
武石地区センター Tel 85-2466



車いす・特殊寝台貸与事業

上田市在住の高齢の方や身体に障がいのある方、または一時的に歩行や日常生活を営むことが困難になった方に対し、診療、外出等に必要の場合に車いすや特殊寝台を一定期間無料で貸し出します。

●利用できる方

介護保険等、各種制度での福祉用具等の貸与対象外の方。病気やケガの回復まで、車いすは1カ月、特殊寝台は3カ月を限度としてご利用できます。（必要により延長できます）

●お問い合わせ

各社協地区センター

みまもり(声かけ)訪問事業 (丸子地区)

少子高齢化、核家族化社会の中で、一人での暮らしや健康に不安をかかえている高齢者世帯が、住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、ボランティアによるみまもり声かけ訪問を行います。

●対象者

65歳以上の方のみの世帯または同居されていても日中一人になる方で、介護保険サービスを利用されていない方

●お問い合わせ

丸子ボランティア地域活動センター



赤い羽根共同募金運動



赤い羽根共同募金運動は戦後の混乱した経済社会状況の中、「国民たすけあい」の精神を基に始められ、民間社会福祉事業の経済的基礎を確立する上で大きく貢献してきました。

現在、共同募金にお寄せいただく善意は、民間社会福祉施設や団体にとって貴重な活動財源になっており、地域福祉の向上に役立てられています。

毎年10月1日から各都道府県共同募金会が主体となって全国一斉に展開される共同募金運動に上田市社協も積極的に協力しています。

赤い羽根共同募金を活用した社協の主な事業（一例）

- ・地域ふれあい事業（市内241自治会で行う事業）
- ・住民支え合いマップ作成事業
- ・社会福祉普及校事業（小・中・高校での福祉活動の支援）
- ・子育て支援事業（親子ベビーダンス教室やママのヨガ講座等）

●お問い合わせ

各社協地区センター



集められた募金は
自分達の地域で
使われます



- 上田地区共同募金会
- 丸子地区共同募金会
- 真田地区共同募金会
- 武石地区共同募金会

戸別募金、法人募金、学校募金、街頭募金、職域募金等で集められる

上田市共同募金委員会

地区ごとの募金をとりまとめる

長野県共同募金会

県全体の募金をとりまとめ配分する

助成金の交付

- 上田市社会福祉協議会の事業
- 公募団体の活動助成

それぞれ地域の福祉にかかわる活動に使われます

希望の旅事業

日ごろ、旅行に出る機会が少ない在宅の重度障がい者の方に、社会交流の場とレクリエーションの機会をつくり、その体験を通じてより生きがいを高めることを目的に1泊2日、または日帰りの旅行を実施しています。

●対象者 在宅の重度障がい者（対象者は介護者と共に申し込みを行うことが必要となります。）

●お問い合わせ

各社協地区センター

相 談 事 業

複雑化する社会から生じる生活上の問題に対して、様々な相談に応じる必要がますます高くなっています。社協の相談事業は、どんな悩みでも、だれでも、いつでも、気軽に相談できる安心のネットワークの一環として、秘密厳守、相談はすべて無料で相談者と共に考え、良い解決方法が見つかることを願って実施しています。

●法律相談事業

弁護士による様々な法的な悩みを解決する無料の法律相談です。(予約制)

●心配ごと相談事業

全市民を対象に様々な相談に応じ、関係機関と連絡を密にして、問題の解決に努めます。
(介護、福祉サービス、家庭内の問題等)

●結婚相談事業

上田市社会福祉協議会では、独身男女の出会いを提供するお手伝いとして結婚相談や、婚活パーティーなどを行っています。上田地区と丸子地区の2カ所で相談を行っており、どちらの窓口でも登録を受付ています。登録・相談いずれも無料です。

また、県内広域での紹介を希望される方は「ながの結婚マッチングシステム NAGANO ai MACTH」への登録も受け付けています。こちらは2年間で、登録料10,000円が必要です。登録者はスマホ、PCからいつでも気軽にお相手を探すことが可能です。

生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に次の貸付を行っています。

●資金の種類

○ 総合支援資金 ○ 福祉資金 ○ 教育支援資金 ○ 不動産担保型生活資金



●貸付対象者の条件 (資金の内容により若干の違いがあります。)

- ・ 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯で、貸付を行うことで**自立更生が見込まれる世帯です。**
- ・ 借り受け人は返済が十分に見込まれ、原則として返済能力のある60歳以下の連帯保証人が必要です。(親族優先)
- ・ 貸付には審査があり、**他の制度が利用できる場合は、他の制度が優先されます。**

たすけあい資金貸付事業

この資金は、要保護世帯又はこれに準ずる世帯に対し、応急救護のために貸付けを行い、世帯更生の促進を図り、地域社会の福祉増進を図ることを目的に実施しています。

●貸付金額 一件5万円以内

●各事業のお問い合わせ

上田地区センター Tel 27-2025
真田地区センター Tel 72-2998

丸子地区センター Tel 42-0033
武石地区センター Tel 85-2466

まいさぽ上田 上田市生活就労支援センター事業（市受託事業）

生活や就労のことでお困りの方、一人で悩まず、まずは相談ください。

●自立相談支援事業

働きたいけど自信がない、失業等で家賃が払えないなど、生活に困りごとや不安を抱えている場合はご相談ください。どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、他の専門機関と連携して自立に向けた支援を行います。

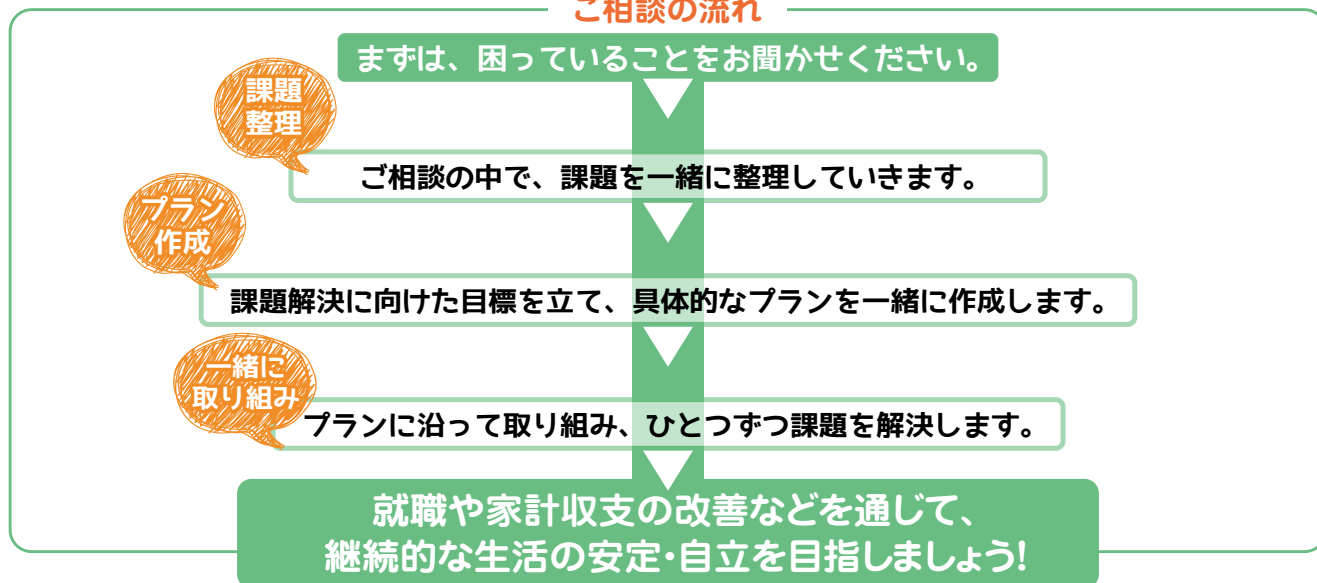
●家計改善支援事業

家計状況を「見える化」することで、根本的な課題を把握し、相談者自らの力で家計管理ができるように支援を行います。

●就労準備支援事業

すぐに就労が難しい方に対し、生活習慣の見直し、コミュニケーション訓練等のプログラムを実施して、就労に向けた支援を行います。

ご相談の流れ



相談に関するQ&A

Q 相談できる人はどんな人？

A 上田市にお住まいで、生活や就労などでお困りの方なら、どなたでもご相談できます。ただし、生活保護受給中の方は対象外です。

Q 相談に費用はかかりますか？

A 相談は無料です。安心してご相談ください。



Q どのような就労のサポートをしてくれますか？

A 仕事の紹介は行いませんが、応募書類作成の手伝いや模擬面接等を行い、関係機関と連携して就労のサポートをします。

Q 家賃補助の制度はありますか？

A 失業等で住居を失うおそれのある方を支援する制度があります。支給には条件がありますのでご相談ください。

●お問い合わせ

まいさぽ上田

Tel 71-5552

上小圏域成年後見支援センター事業(4市町村受託事業)

上小圏域(上田市・東御市・長和町・青木村)にお住まいの方を対象に、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度などの利用支援を行います。

本人・家族・親族で、契約・財産管理等に不安を感じたら、まずはご相談を！



次のような業務を行っています。

相談は無料です。また、訪問による相談も行っています。

- **成年後見制度の普及、啓発** 成年後見制度を理解してもらうため、普及・啓発活動を行います。
- **制度利用に関する相談、アドバイス** 電話や窓口で成年後見制度や、その利用方法について相談をお受けします。
- **専門職との連携による制度利用の促進** 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職と連携、調整、協働し、制度利用の促進を図ります。
- **申立て申請手続き支援** 関係機関と協力しながら申立てから制度利用まで、総合的な支援を行います。
- **法人後見の受任** 社会福祉協議会が、成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に判断能力が不十分な方の保護支援を行います。
- **市民後見人の養成** 「地域で判断能力が不十分な方を支え、権利を守る」社会貢献活動の担い手である市民後見人を養成します。

成年後見制度とは…

知的障がい・精神障がい・認知症などによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をするときにお手伝いをする制度です。「成年後見人」などが、あなたの気もちを確かめながらお金の使い方やいろいろな契約・手続を助けてくれます。

成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。

法定後見制度

〔法定後見の内容〕

障がいや認知症の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3つの種類があり、お手伝いできる範囲が変わります。補助・保佐の場合、お手伝いしてもらうことを変えることができます。

類 型

判断能力の状態

補 助

契約や財産管理についてほとんど常に適切な判断ができない状態

保 佐

日常生活では何とか自分で判断できますが、不動産の売買などの大きな契約はできない状態

後 見

ほとんどのことは自分でできますが、契約や預貯金の管理に不安があり、本人のためには他人に援助してもらった方がよい状態

任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

認知症の高齢者、知的または精神に障がいがある方で、判断能力が不十分なため、日常生活での福祉サービスの利用の仕方や、金銭管理等がうまくできない方を対象とした支援事業です。

●支援の内容

- ・福祉サービスの利用援助(基本サービス)／福祉サービスに関する情報提供や紹介・助言、このほかサービス申込みの手続きの代行や同行などを行います。
- ・金銭管理サービス(オプションサービス)／一定額の預貯金の出し入れや公共料金・福祉サービス利用料の支払い、年金手当等の受領確認を行います。
- ・書類等預かりサービス(オプションサービス)／預金通帳、年金証書、権利証書、保険証書、実印、銀行印等を安全に保管します。

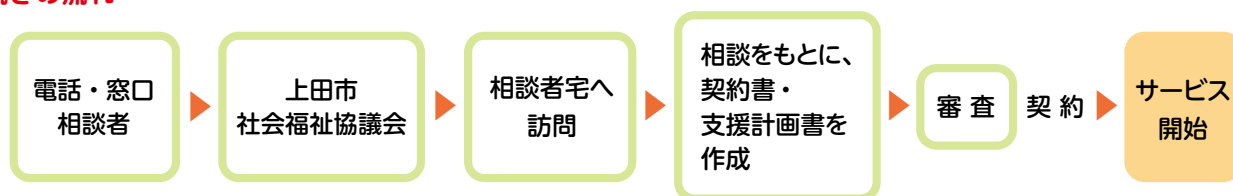
●ご利用料金について

- ・利用に関する相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- ・契約後、生活支援員がお手伝いするときに利用料と交通費がかかります。

●利用にあたっての注意点

- 契約行為が理解できること
- ご本人の意思が確認できること

●手続きの流れ

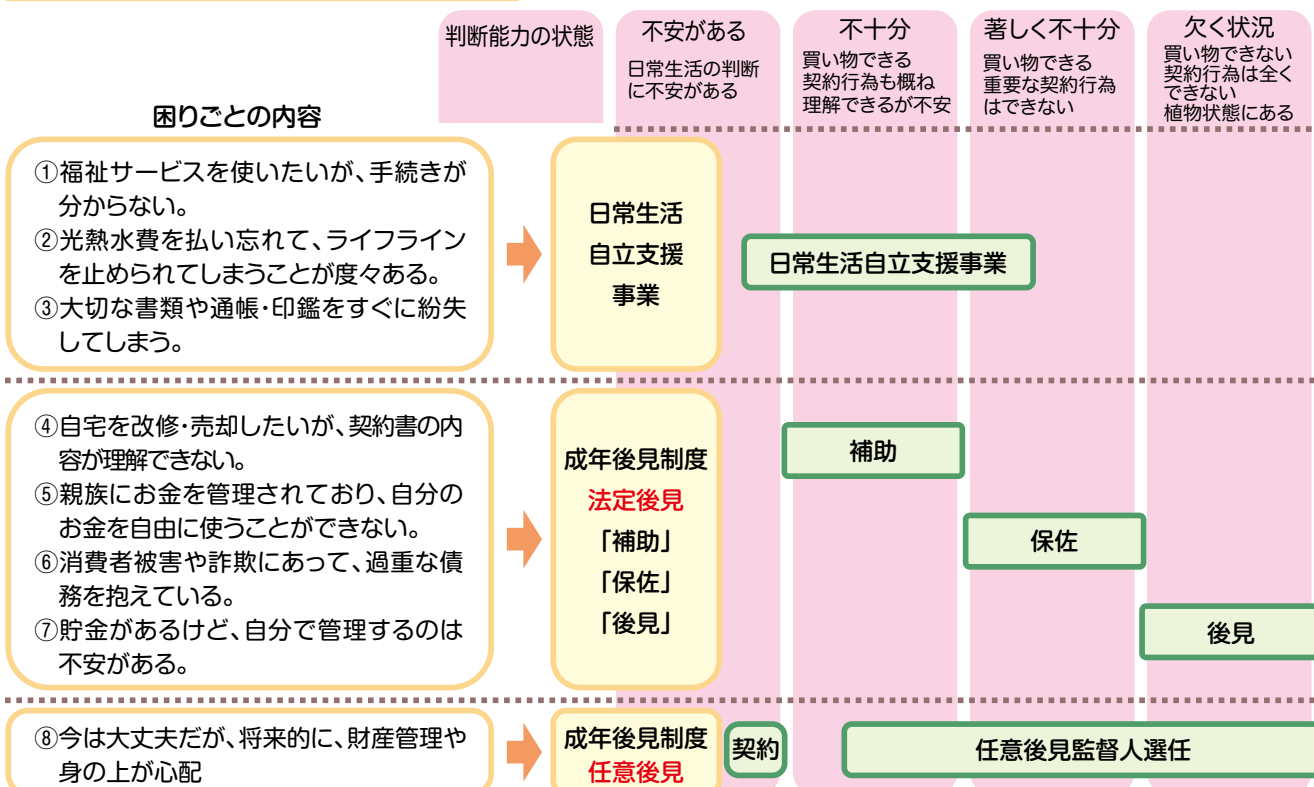


●お問い合わせ

上田地区センター Tel 27-2025
真田地区センター Tel 72-2998

丸子地区センター Tel 42-0033
武石地区センター Tel 85-2466

日常生活自立支援事業と成年後見制度 困りごとと受けられるサービス



地域包括支援センター事業(市受託事業)

地域包括支援センターは、地域住民が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他、日常生活支援などの相談に応じる機関です。

専門職員として社会福祉士、保健師または看護師、主任介護支援専門員が配置され、地域住民の「総合相談」「包括的・継続的ケアマネジメント」「権利擁護」「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業」などの業務を行います。

●総合相談

- ・相談を受け、地域住民にとって必要なサポートや制度を紹介します。

●包括的・継続的ケアマネジメント

- ・介護支援専門員への相談・助言等
- ・地域ケア会議の実施

●権利擁護

- ・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の早期発見・対応、消費者被害の防止等



●介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

- ・要支援者のケアマネジメント
- ・要介護や要支援状態になる恐れがある対象者の把握
- ・地域における介護予防事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメント

●生活支援コーディネーター

- ・高齢者の生活支援・介護予防について、地域の困りごとを既存のサービスにつなげたり、新たなサービスの開発に向けたコーディネートを行なったりします。

※地域包括支援センターは市内に全10カ所あり、社協では内4カ所(神川、丸子、真田、武石)の事業所を運営しています。

●お問い合わせ

神川地域包括支援センター Tel 29-2266
真田地域包括支援センター Tel 72-8055

丸子地域包括支援センター Tel 42-0015
武石地域包括支援センター Tel 41-4055

介護相談センター事業

介護保険に関わる各種申請の代行や、介護サービスを利用する際に相談窓口となる事業所です。利用される方やご家族が居宅において、安心・安全に生活ができるよう居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、適切なサービスが受けられるように、提供事業者と連絡・調整します。

●プランの作成やサービス調整

ケアマネジャー(介護支援専門員)が常勤し、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそって、ケアプランを作成したり、様々な介護サービスの連絡・調整などを行います。

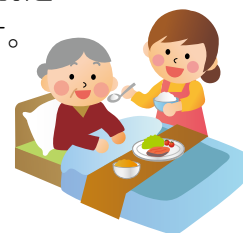
また、介護サービス(介護保険適用)だけではなく、介護保険外の社会資源等の紹介など、ご相談やお悩みに対し専門的な観点から対応します。

ケアプランの作成や相談での利用料はかかりません。

※社協では、ふれあい福祉センター、神川、丸子の3カ所で介護相談センターを運営しています。

●利用できる方

要介護1～5と認定されている方です。



●お問い合わせ

介護相談センター Tel 25-2637

神川介護相談センター Tel 29-1255
丸子介護相談センター Tel 43-1185

デイサービスセンター事業



●サービス内容

通所介護サービス計画により、次のサービスを行います。

- ・送迎サービス
- ・給食サービス
- ・入浴サービス
- ・生活相談
- ・日常動作訓練
- ・レクリエーション
- ・季節行事への参加（四季折々の花見）
- ・外出支援（外食、買い物）

デイサービスでは、介護支援が必要な方等が、できる限り在宅で自立した日常生活が送れるよう、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上を図るお手伝いをします。また、その家族の身体的、精神的な負担を軽減できるよう下記のようなサービスを提供します。



※社協では、中央、神川の2カ所のデイサービスセンターを運営しています。

●お問い合わせ 中央デイサービスセンター Tel 22-4126 神川デイサービスセンター Tel 21-1155

老人福祉センター事業（指定管理事業及び市受託事業）

健康増進、教養文化の向上、各種レクリエーション、そして憩いの場として利用できる老人福祉施設です。また、「仲間づくり、健康づくり、生きがいくくり」を目的に、修業年限3年間の上田市高齢者学園を運営しています。

●主な事業

- ・生きがいと仲間づくりの「クラブ活動」の推進
- ・各種会合等の施設運用
- ・入浴場管理
- ・「上田市高齢者学園」の運営
- ・1年間のクラブ活動の集大成である「高齢者文化祭」の開催



大勢の参加者で賑わう高齢者福祉センターでの
高齢者文化祭の様子

●利用できる方

市内在住の60歳以上の方

※社協では、上田市高齢者福祉センター、丸子・真田老人福祉センターを運営しています。

●お問い合わせ 上田市高齢者福祉センター Tel 22-4119 丸子老人福祉センター Tel 42-5122
真田老人福祉センター Tel 72-3877

児童館・児童センター事業(指定管理事業)

地域の児童に健全な遊びの場を与え、個別的または集団的な指導により児童の健全な育成を図ることを目的としています。

地域の皆さんの交流の拠点として、読み聞かせや囲碁・将棋、手芸や工作の補助など多くのボランティアに支えられ市内全9館(朝日が丘、緑が丘、川辺町、秋和、東塩田、大星、神科、神川、下丸子の児童館・児童センター)の運営を行っています。

各館では、充実した遊びや運動が楽しめるよう、年間を通して様々な取り組みをしています。

また、保護者が就労等で留守家庭となる場合は、小学校から直接来館して利用することもできます。(要申請)

●利用できる方

市内に居住する18歳未満の方(幼児は保護者同伴)



●お問い合わせ

朝日が丘児童館	Tel.25-0849	大星児童センター	Tel.27-5610
緑ヶ丘児童館	Tel.25-0444	神科児童センター	Tel.25-2055
川辺町児童センター	Tel.25-2945	神川児童センター	Tel.21-1156
秋和児童センター	Tel.25-6011	下丸子児童館	Tel.42-0033
東塩田児童センター	Tel.38-9150		

子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)(市受託事業)

子育てに関する様々な問題に対して、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができることを目的に、地域における子育て支援拠点として、地域の実情に応じた子育て支援サービスの提供を行います。子どもを遊ばせながらお母さん同士が交流し、情報交換ができる場所(大星、神科、東塩田、清明子育てひろばの4カ所)です。

また、毎月親子で楽しめる様々な講座を企画しています。

●利用できる方

- ・未就園児の親子
(お子さんだけのご利用はできません。)

●主な活動内容

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供



●お問い合わせ

大星児童センター	子育てひろば	Tel.27-5610
神科児童センター	子育てひろば	Tel.25-2055
東塩田児童センター	子育てひろば	Tel.38-9150
清明児童クラブ	子育てひろば	Tel.22-2252

上田市ファミリー・サポート・センター事業(市受託事業)

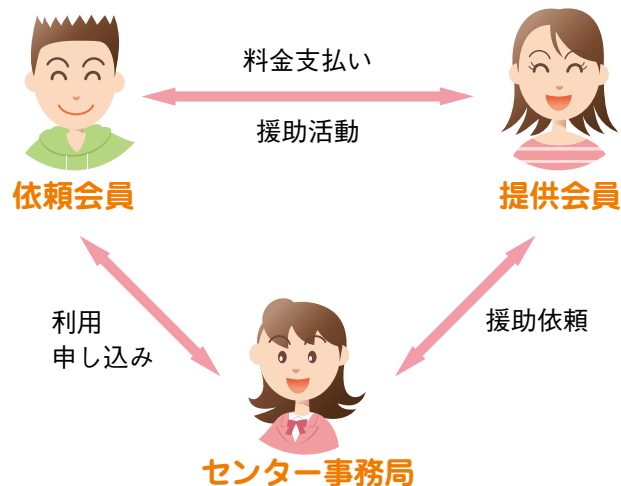
上田市ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、子育ての相互援助を有償で行う会員組織です。

●主な助け合い内容

- ・ 保育所、放課後児童施設への送迎や前後の子どもの預かり
- ・ 保育所、学校等休みの時の子どもの預かり
- ・ 保護者の外出（通院、他の子の学校行事）の場合の子どもの預かり

●利用会員について

- ・ **依頼会員**
上田市在住又は上田市内に勤務している人で、おおむね生後3カ月～12歳の子どもをお持ちの人
- ・ **提供会員**
上田市在住で心身ともに健康で乳幼児及び児童の保育に熱意がある人
- ・ **両方会員**
依頼・提供会員の両方をできる人



●利用料

- ・ 月曜日～金曜日 7時～19時 1時間 600円
- ・ 土日祝日及び平日上記時間外 1時間 700円

※各地区に支部が設置してあります。

●お問い合わせ	ファミリー・サポート・センター本部	Tel 21-3016	丸子支部	丸子ボランティア地域活動センター	Tel 43-2566
	真田支部 真田地区センター	Tel 72-2998	武石支部	武石地区センター	Tel 85-2466

企画・広報事業

事業や福祉推進に関する調査研究を行うと共に福祉関係情報の収集及びその広報PRに努めています。

●広報活動

- ・ 広報紙「社協うえた」の発行（隔月）
- ・ 社協ホームページによる事業PR
- ・ 社協出前講座の実施
- ・ エンディングノート「絆」の発行・販売、書き方セミナーの実施
- ・ うさたまグッズの作成



うさたまクリアファイル



社協ホームページ



広報紙「社協うえた」

お問い合わせ先

社協地区センター

- 上田地区センター Tel 27-2025 Fax 27-2500
上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内
- 丸子地区センター Tel 42-0033 Fax 42-0034
上田市上丸子1600-1 上田市丸子ふれあいステーション内
- 真田地区センター Tel 72-2998 Fax 71-5740
上田市真田町長7190 上田市真田総合福祉センター内
- 武石地区センター Tel 85-2466 Fax 85-2471
上田市下武石742 上田市武石地域総合センター内

ボランティア地域活動センター

- 上田ボランティア地域活動センター Tel 25-2629 Fax 27-2500
上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内
- 丸子ボランティア地域活動センター Tel 43-2566 Fax 43-2566
上田市上丸子1600-1 上田市丸子ふれあいステーション内
- 真田ボランティア地域活動センター Tel 72-2998 Fax 71-5740
上田市真田町長7190 上田市真田総合福祉センター内
- 武石ボランティア地域活動センター Tel 85-2466 Fax 85-2471
上田市下武石742 上田市武石地域総合センター内

“まいさぼ上田” 上田市生活就労支援センター

Tel 71-5552 Fax 27-2500
上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内

上小圏域成年後見支援センター

Tel 27-2091 Fax 27-2500
上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内

介護保険施設等

- 介護相談センター Tel 25-2637 Fax 27-8138
上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内
- 神川介護相談センター Tel 29-1255 Fax 29-1253
上田市国分533-20
- 丸子介護相談センター Tel 43-1185 Fax 42-0034
上田市上丸子1600-1 上田市丸子ふれあいステーション内
- 中央デイサービスセンター Tel 22-4126 Fax 22-4126
上田市常磐城3-3-18
- 神川デイサービスセンター Tel 21-1155 Fax 29-1253
上田市国分533-20
- 神川地域包括支援センター Tel 29-2266 Fax 29-2260
上田市国分533-20
- 丸子地域包括支援センター Tel 42-0015 Fax 42-0034
上田市上丸子1600-1 上田市丸子ふれあいステーション内
- 真田地域包括支援センター Tel 72-8055 Fax 71-5740
上田市真田町長7190 上田市真田総合福祉センター内
- 武石地域包括支援センター Tel 41-4055 Fax 85-2471
上田市下武石742 上田市武石地域総合センター内

各種福祉センター

- 上田市ふれあい福祉センター Tel 27-2025 Fax 27-2500
上田市中央3-5-1
- 上田市高齢者福祉センター Tel 22-4119 Fax 22-4089
上田市常磐城3-3-18
- 上田市丸子老人福祉センター Tel 42-5122 Fax 42-5122
上田市長瀬2458-3
- 上田市長瀬市民センター Tel 42-5122 Fax 42-5122
上田市長瀬2476
- 上田市真田総合福祉センター Tel 72-2998 Fax 71-5740
上田市真田町長7190
- 上田市真田老人福祉センター Tel 72-3877 Fax 71-5740
上田市真田町長7229

上田市高齢者クラブ連合会

Tel 23-2387 Fax 22-4089
上田市常磐城3-3-18

上田市ファミリー・サポート・センター

Tel 21-3016 Fax 21-3016
上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内

児童館・児童センター

- 朝日が丘児童館 Tel 25-0849 Fax 25-0849
上田市諏訪形1590
- 緑が丘児童館 Tel 25-0444 Fax 25-0444
上田市緑が丘2-5-21
- 川辺町児童センター Tel 25-2945 Fax 25-2945
上田市上田原852-1
- 秋和児童センター Tel 25-6011 Fax 25-6011
上田市秋和914
- 東塩田児童センター Tel 38-9150 Fax 38-9150
上田市古安菅2056-1
- 大星児童センター Tel 27-5610 Fax 27-5610
上田市中央北3-1-42
- 神科児童センター Tel 25-2055 Fax 25-2055
上田市住吉551-1
- 神川児童センター Tel 21-1156 Fax 21-1156
上田市国分533-20
- 下丸子児童館 Tel 42-0033 Fax 42-0034
上田市下丸子351
- 大星子育てひろば Tel 27-5610 Fax 27-5610
上田市中央北3-1-42
- 神科子育てひろば Tel 25-2055 Fax 25-2055
上田市住吉551-1
- 東塩田子育てひろば Tel 38-9150 Fax 38-9150
上田市古安菅2056-1
- 清明子育てひろば Tel 22-2252 Fax 22-2252
上田市大手2-4-41 清明児童クラブ2階